

<開設者が法人の場合>

獣医療法第3条に基づく診療施設の開設届

令和7年12月1日

(宛先)

埼玉県知事

開設者住所 埼玉県川越市新宿町〇〇丁目〇〇

開設者氏名又は名称 株式会社チューオー

代表取締役 川越 太郎

開設者が獣医師で（ある・ない）

法人の場合は「獣医師
でない」になります

獣医療法第3条の規定により診療施設の開設を下記のとおり届け出ます。

記

1 診療施設の名称：川越太郎動物病院

2 開設の場所：埼玉県川越市石田〇〇〇

3 診療の業務の種類： 診療の主たる対象（産業動物・小動物・その他（　　））
専ら往診診療者であるか（ある・ない）

4 開設年月日： 令和7年11月30日

5 管理者（獣医師）

（1）開設者が獣医師で、管理者を兼ねるか（兼ねる・兼ねない）

（2）（1）が兼ねない場合 管理者の氏名：川越 太郎

法人の場合は「兼ねない
になります

管理者の住所：埼玉県川越市新宿町〇〇丁目〇〇

6 診療業務を行う獣医師（管理者も含む）

（1）氏名：川越 太郎 浦和 太郎

（2）獣医師免許証番号：〇〇〇〇〇 △△△△△

（3）免許証取得年月日：平成〇年4月1日 令和△年4月1日

7 診療施設の構造設備（エックス線施設関係を含む）の概要及び平面図：別紙

8 開設者が法人である場合にあっては定款：（別添・該当なし）

9 管理者又は診療業務を行う獣医師が、他の診療施設の管理者を兼務している状況

（1）兼務の有無：（兼務なし・兼務あり（その者の氏名：））

（2）兼務施設の施設名：

（3）兼務施設の所在地：

（4）兼務施設での管理日時